

令和7年9月22日

法務省民事局参事官室 御中

京都司法書士会
会長 西 脇 正 博

民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案に関する意見書

法制審議会民法（遺言関係）部会第11回会議（令和7年7月15日開催）において取りまとめられた「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」につき、当会は、次のとおり意見を申し述べる。

第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

【意見の趣旨】

【甲2案】及び【乙案】の創設に賛成し、【甲1案】【丙案】には反対する。

ただし、【甲2案】には多くの懸念事項があるところ、それらの懸念事項を払拭して【甲2案】方式を実際に稼働するためにはかなりの準備期間が必要と思われるため、まず【乙案】を先行して施行し、準備が整い次第【甲2案】を施行することを提案する。

【意見の理由】

まず当会は、遺言書の活用を推進する観点から、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設に賛成し、その具体的な方式としては、パソコン等を利用して遺言の全文等を入力した電磁的記録により遺言書を作成する方法がふさわしいと考える。

したがって、電磁的記録をプリントアウトした書面を遺言書とする【丙案】は、新たな遺言書の方式の創設ではなく、自筆証書遺言の方式要件の在り方として検討すべきであると考え、賛成しない。

また、【甲1案】については、証人2人の立会を要する点で公正証書遺言と同じ厳格さを方式要件とする一方で、電磁的記録により作成された遺言書の検認から遺言執行までの具体的な方式が示されていない点が利用者にとってわかりにくく、遺言書の活用の推進に寄与する方式と評価することができないため、賛成しない。

なお、当会は、電磁的記録により作成された遺言書が健全に活用されるために、【甲2案】では、その作成過程に遺言者と利害関係を持たない第三者（民間事業者等）が対面で関与すること、【乙案】では、遺言書の保管申請の場面で当該保管機関（法務局等）が遺言者と対面することをそれぞれの要件とすべきであると考えます。

理由の詳細を以下に述べる。

1 【甲1案】に反対の理由

- (1) 【甲1案】は、証人2人の立会が必要とする点において、現行の自筆証書遺言に比較して、遺言者の負担がはるかに大きく、今回の遺言制度改正の

目的として掲げられている「遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする」(法制審議会総会第199回会議における法務大臣の諮問第125号)の内容にそぐわない。

- (2) 公正証書遺言の作成時の証人に関する公的機関の統計数値はないが、実務的な経験や専門士業のウェブサイトを見ると、公正証書遺言を作成する場合、遺言書の作成に関わった専門士業や、公証役場からの紹介で確保されている例が多く、遺言者が利害関係のない証人2人を連れてくることは稀であると思われる。証人の役割は、遺言者が遺言の内容を認識していること(遺言者本人の真意性)、遺言者に人違いがないこと、遺言の内容に誤りがないこと、遺言の作成に関して不当な影響がないことを担保するものであるが、公正証書ではなく、自筆証書遺言にまで証人2人を要求することは、自筆証書遺言を利用しにくくするものであり、今回の遺言制度改正の目的に合致しない。また、証人の面前で遺言を口述することは、遺言者にとって精神的負担が大きく、自筆証書遺言の秘匿性、簡易性からかけ離れるものとなる。このように、証人の欠格事由に該当しない証人2人以上を立ち合わせる点で困難を抱えるのではないか。
- (3) さらに、作成された遺言の執行においても課題が多い。遺言者が亡くなった後は、家庭裁判所における検認手続が必要となるが、その具体的流れが未確定であるし、記録媒体の保管状況によっては、せっかくの遺言を再生することができず、検認手続を行うことができないこともあり得る。
- (4) 併せて、遺言の内容について、専門家の関与がない場合、遺言そのものが無効になる可能性もある。この点は、現行の自筆証書遺言でも同様であるが、証人2人を確保したり、電磁的記録に口述の録音及び録画データを記録させるための機器を手配したりすることなど、手間をかけたことが無駄になる可能性がある。このように考えると、【甲1案】のような形式を望むケースに対応する手法としては、むしろ令和7年10月施行の改正によりデジタル化された公正証書遺言の利用を促進すべきである。

2 【甲2案】に賛成の理由

- (1) 真意性及び真正性担保のために必要な措置が十分にとられることを前提として、【甲2案】は、近い将来、デジタル技術が進展し、成熟した社会における遺言書の形態として最も相応しい形態になるように思われる。ただし、現在のデジタル技術水準では真意性及び真正性を担保するための必要な措置

を十分にとることが難しいので、措置が講じられるまでの間は遺言書の作成時に対面での本人確認が必要であると考え。

- (2) 証人の立会がなく完全に遺言者のみで作成可能である利便性・秘匿性があるので、現行の自筆証書遺言方式のデジタル化として近しい案であると考え。
- (3) 遺言の全文の口述を録音及び録画することによる利点として、後日遺言の有効性が争われたときに録音及び録画データ自体を証拠として用いることができること、また、遺言を開封するときに遺言者の生前の声や姿が再生されるので、自筆証書遺言での遺言者の筆跡のように、確かに同人が遺した遺言であることを家族が視覚的・聴覚的に認識することができるものと考え。
- (4) 遺言の全文を口述する過程は、遺言者に熟慮を促すという側面もあると考え。
- (5) 遺言の活用を推進する観点から、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設は必要であり、その目指すところは「誰でも何時でも何処でも」思い立ったときに作成することができる方式であるべきところ、【甲2案】はこれに合致するものと考え。なお、「誰でも何時でも何処でも」を追求する観点からは、運用コストや利用手数料との兼ね合いにもよるが、24時間対応を可能とする体制の整備を求める。

3 【甲2案】に対する懸念事項

- (1) 【甲2案】では証人を要せず遺言者が単独で遺言を作成することができる制度であるため、高度な本人認証システムによる真意性及び真正性担保のための措置（例：声紋認証・虹彩認証による本人確認、フェイク動画の真贋を判定する装置やシステムの構築、録音及び録画データの改竄予防措置の構築）が必要不可欠である。現在のデジタル技術水準では、オンライン面談によっては真意性及び真正性を担保するための必要な措置を十分にとることが難しいので、当面の間は遺言書の作成時に対面での本人確認を必須とし、措置構築の進展具合に合わせて徐々に対面からオンラインへの移行を図るといった段階的な改正を行うべきと考え。また、真意性及び真正性の担保、及び後日の紛争防止の観点から、録音に加えて録画も行うべきである。
- (2) 【甲2案】は保管制度を利用しないため、遺言を記録した記録媒体の経年劣化等でデータを読み取ることができない場合の問題も想定しなければならない。例えば、家庭裁判所での検認時、録音及び録画を再生することができ

ないと遺言は失効するのか、あるいは再生することができなかった場合においてサービス提供者が予備的に保存した媒体、クラウドサービス等で再生することができたときは有効とするのかといった問題に対応する規定の整備が必要である。また、遺言者自身による保管ではなく、サービスを提供する民間事業者における保管を推奨したり、法務局における保管を認めたり（例当該民間事業者が提供するクラウドサービス、データセンターへの保管委託、電磁的記録のみ法務局で保管）といった対応策も併せて必要であるとする。

- (3) (1)で述べたような高度な本人認証システムを構築するためには相当の費用が必要である。サービス提供者を民間事業者とする以上、システム構築のための投資費用を回収しなければならず、遺言者が遺言書を作成する際の利用手数料が高額にならざるを得ないとなれば、遺言書は誰でも等しく残せるものであるという民法の理念にも反する事態が生じてしまうことを懸念する。

低廉な手数料での運用が現状では難しいのであれば、真意性・真正性の担保のために必要な措置構築の進展具合に合わせて徐々に対面からオンラインへの移行を図るといった段階的な改正や、保管方法や保管先の別によって異なる利用手数料を定める（例：遺言者が自ら保管、法務局が保管、民間事業者が保管など）といった柔軟な運用が必要ではないかと考える。

- (4) 【甲2案】の試案からは、民間事業者の範囲をどこまで想定しているのか判断することができない（金融機関等の将来的に経営基盤が揺るがない可能性が高い事業者に限るのか、スタートアップ企業も含め広く事業者として参入を想定しているのか）。【甲2案】では民間事業者サービスを利用しなければ作成することができないため、サービス提供者として遺言を確実に保存し、遺言者の意思の実現を叶えるという真摯な姿勢の徹底と、遺言を記録した電磁的記録を安易に滅失・紛失させてはならないという強い倫理観を求めるべきであるとする。よって、中間試案の（注7）で示されているように基準を満たすサービスについて主務大臣による認定を行う必要があるのはもちろんであるが、将来的に経営基盤が揺るがない可能性が高く、高度な倫理観による職務執行が期待される事業者（具体的には金融庁の監督下にある金融機関等）のみを、【甲2案】におけるサービス提供民間事業者として認めるべきである。

- (5) 金融機関等での相続手続、法務局における登記申請時など、遺言執行の場

面において録音及び録画データをどう取り扱うのかについて、試案では言及されていない。遺言執行者、相続手続を行う金融機関等においては録音及び録画データを一度は全て再生し、確認する作業が必要であると考えられるところ、例えば人員が豊富なメガバンク等の大手金融機関ではスムーズに手続を進められても、人員が少ない小規模地銀、信用金庫等においては手続が大きく遅滞するといった事態が懸念される。遺言書の作成をより広く促すという今回の法改正の指針がある以上、検認時に、家庭裁判所で録音及び録画データを補助資料として確認しつつ、遺言の本文（【甲2案】①の部分）につき検認調書を作成し、これをもって執行することを可能とするといった法整備が必要であると考ええる。

- (6) 口がきけない方や耳が聞こえない方にも、単独で作成することができる利便性、内容を他者に知られたくない秘匿性は尊重されなければならないところ、実際には障がいがある方が単独で遺言書を作成することは現状では難しい。【甲2案】においてサービス提供する民間事業者へは、障がいがある方が遺言書を作成するための積極的なサポートを期待する。
- (7) スマートフォン登場から約15年、ようやく高齢者にもデジタル通信機器が普及し始めたが、【甲2案】で求める電子署名は、企業などでは普及し始めているが、個人での利用は進んでおらず、また有効性の確認、期限切れの問題など検討すべき課題は多い。遺言者の年齢に関する公的機関の統計数値はないが、実務的な経験や専門士業のウェブサイトを見ると、70歳を超えてからの利用者が多く、パソコンを使っただけの文字入力ではできても、電子署名をすることが容易であるとは考えにくい。子供の頃からデジタル技術を扱う世代が遺言をする世代になり、【甲2案】が想定する遺言者が電子署名等を当たり前前に使いこなすことができる時代が到来するまでにはまだ時間を要すると考えるが、デジタル技術のめざましい進展により電子署名の一般への普及が早まることを期待する。

4 【乙案】に賛成の理由

- (1) 司法書士の立場からすると、現行の遺言書保管制度は、住所地等の法務局（京都府では本局及び6支局）が低廉な手数料（令和7年9月1日現在3,900円）で遺言書を保管するという利用の簡便さから、遺言書の作成の推進に一定の効果を上げていると評価することができる。さらに同制度は、相続発生後の家庭裁判所の検認手続が不要で、遺言書情報証明書を使って

不動産の相続登記や、預貯金解約手続等を行うことができるなど使い勝手もよい。今回の新たな遺言の方式の創設にあたっては、現行の遺言書保管制度に近い保管の仕組みを設けるとする【乙案】に賛成する。

- (2) 遺言者の立場で検討すると、新たな遺言の方式としてパソコンやスマートフォンを使って遺言書を作成することが可能になると、遺言書作成の壁が低くなる。そして、遺言者は、遺言書を作成したならば、その遺言書が安全に保管され、遺言が確実に実行されることを期待している。そのための選択肢の一つとして、【甲2案】のような民間事業者を利用する方法又は公正証書遺言を利用する方法に加え、【乙案】のように比較的簡便な方法があることで、遺言書の作成が促進されるものと思われる。
- (3) さらに、現行の遺言書保管制度の枠組みを活用することとすれば、【乙案】については施行までの期間を短縮することができる。
- (4) ただし、遺言者の真意性の担保や保管申請時のなりすまし防止のため、乙案④の遺言者の口述は、現実出頭による対面方式を原則とすべきであり、中間試案（注3）のウェブ会議による特例については、遺言者が身体の障がい等により法務局へ出頭することができない場合や、遺言者の居住地が離島など隔絶地にあつて管轄の法務局への出頭が困難な場合に限るものとすべきである。またその場合、口述を録画するものとすべきである。

2 保管制度の在り方

【意見の趣旨】

試案に賛成する。かつ、（注1）後段記載の一元的な検索システムの構築及び（注2）記載の公的機関による電子署名にも賛成する。

【意見の理由】

司法書士の業務からみた場合、遺言書保管制度を利用する遺言者の立場、及び遺言執行を行う相続人等の立場の双方の視点から、令和2年7月に運用が開始された遺言書保管制度は利用しやすい制度に設計されているといえる。さらに、同制度は利用件数も順調に増加しており、【乙案】又は【丙案】（当会は【乙案】に賛成し、【丙案】は不要と考えている。）を採用した場合の保管制度

については、試案のとおり、現行の遺言書保管法に関する規律を参照した制度設計が望ましいと考える。

また、利用者の立場からすると、将来的には、法務局において保管されている自筆証書遺言書と新たな方式の遺言の有無の検索が一元的に行うことができることが望ましい。ただし、公証役場に保存されている公正証書遺言の検索との一元化については、今回の改正法が施行され、その改正省令等で遺言者の同意を得る仕組みを確立した上で、遺言者が遺言時に同意をしたものだけを対象とせざるを得ないと考える。なお、【甲2案】が想定する民間事業者による保管は、【乙案】や【丙案】にいう公的機関による保管とは性質が異なるため、検索の一元化の対象とすべきではない。

さらに、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を定着させるためには、公的機関が保管したデジタル遺言による遺言執行をスムーズに行うことができるような制度設計を構築すべきであり、具体的な方法として、保管機関が発行する遺言の内容を証明する電磁的記録を持ち込んだ法務局や金融機関が適切に対応することができるよう、発行機関が当該電磁的記録に電子署名を行うことは有益であると考ええる。

なお、法務局が従来担っている事務の遂行に支障が生じないように、保管事務を実施する人的体制の整備が十分になされるべきである。

3 日付

【意見の趣旨】

- 1 本文1の【甲2案】については、民間事業者が日付を記録するものとすべきである。
- 2 試案(2)に賛成する。ただし、当会は【乙案】に賛成し、【丙案】を不要と考えるため、【乙案】についてのみ賛成する。

【意見の理由】

保管制度に基づき保管される場合（【乙案】【丙案】）、公的機関において保管を開始した日を記録し、これを遺言の成立日とすることで、日付に対する信頼を確保することができる。

本文1の【甲2案】においても同様の考え方から、サービスを提供する民間事業者が当該日付について相違ない旨の認証を付与し、これを成立日とすることで、日付の正確性を担保することができると思う。

4 加除その他の変更、撤回

(2) 撤回

【意見の趣旨】

- 1 保管制度の対象としない場合については、【A案】(注)の考え方に賛成する。
- 2 保管制度の対象とする場合については、【C案】に賛成する。

【意見の理由】

- 1 保管制度の対象としない場合(【甲1案】【甲2案】の場合)について

試案(2)のAのケースでは、当会は【甲1案】に反対し、【甲2案】に賛成しているところ、【甲1案】及び【甲2案】ともに、電磁的記録を用いた遺言書の作成過程の方式要件が複雑であり、ある行為が電磁的記録の破棄に該当するか否かをめぐる争いが予想され、遺言書そのものの有効性をめぐる争いとは別次元の紛争が予想される。遺言者が電磁的記録を破棄しても、他者が同一の電磁的記録を保管している場合も考えられ、何をもって「破棄」といえるのか判別不能の状態に陥る危険性も生じ得る。また【甲2案】では民間事業者が保管することを想定しており、そのようなケースで、民間事業者が保管している電磁的記録を遺言者が破棄することの可能性はないものと思われる。

よって、Aのケースでは破棄による撤回を認めないものとするべきである。

しかし、遺言者が遺言を撤回する意思は尊重されるべきであるし、自筆証書であるか電磁的記録であるかを問わず、遺言の破棄を望む場合に破棄することができるという一般の期待も保護すべきである。

よって、作成時と同様の方法で破棄による撤回を許容する規律を設けるべきであると思う(例 【甲2案】の場合では、遺言書の作成時に利用したのと同じ民間事業者サービスを利用して撤回を認める。)。また、上記規律を設ける際には、後日の紛争防止の観点から、当該規律に定めた要件を満たさなければ

「故意に遺言書を破棄したとき」にあらず、撤回擬制がされないことを広く周知徹底して、相続開始後の紛争を最大限に予防するための広報措置が必要であると考える。

2 保管制度に基づき保管される場合（【乙案】【丙案】の場合）について

保管制度を用いた遺言であっても、遺言者が遺言を破棄することができる自由は尊重されるべきである。遺言者にとっては、保管がどのような方法であれ、遺言が遺言であることに変わりはなく、破棄を望む場合に破棄することができる期待を保護する必要があると考える。

遺言者にとっては、自分の遺言書を手元に置くか法務局に保管申請するかの違いで破棄の自由が制限されることは想定していないものと考える。また、現行制度と同様、破棄による撤回の真意性・真正性は、相続開始後の紛争解決手続において処理されるべき問題であるとも考える。

したがって、【C案】に賛成する。保管について公的機関が関与する以上、後日の紛争防止のための措置を極力講ずべきであると考えるので、試案のとおり、当初遺言の情報については消去せず、しかし撤回した遺言を他者に見られる事態を回避したいという遺言者の意思を尊重するため、証明・閲覧・通知の対象とはしないものの、紛争解決といった特別の事由がある場合に限り、遺言者の生存中には遺言者に、遺言者の死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとして、遺言者の意思を極力慮ることができるような法制度が必要であると考える。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

1 自書を要しない範囲

【意見の趣旨】

第2の1に賛成する。

【意見の理由】

現行法で、すでに財産目録は自書を要しないものと規律され、従前と比べ自書する負担は大幅に緩和されており、これ以上の自書の緩和は、遺言への本人の熟慮を促す観点、なりすまし防止の観点から、不要であると考え。この方式要件に不都合がある場合は、デジタル技術を活用した新たな遺言方法を利用すれば足りると思う。

2 押印要件

【意見の趣旨】

2について、【乙案】に賛成する。

（後注）について、押印を欠く場合の救済については、裁判所が判断するものとし、判例の蓄積に委ねるべきである。

【意見の理由】

昨今、行政機関に対し、一般に申請や提出する書類の押印が必須要件ではなくなっており、中でも特筆すべきは、令和3年戸籍法改正によって重要な身分行為である婚姻、離婚、認知、養子縁組、養子離縁（以下「婚姻等」という。）の届出の押印義務（証人の押印義務も含む。）も廃止されて任意とされる等、署名押印についての意識が変容しつつあることは否めない。ただ、婚姻等の届出には押印をなくすべきではないとの国民の声などを踏まえ、改正以降も、届出人の意向により、届書に任意に押印することは可能とされていることに留意すべきであり、これが、重要な文書に押印するという我が国の慣習が現在でもなお踏襲されていることの民意の表われである。

また、婚姻等の戸籍の届出については、不正な届出を防止するための方策として、真正性が担保される制度が用意されている。例えば、第三者のなりすまし防止のための本人確認の実施や婚姻等の届出については、届出がされる前に、本籍地役場に出向いて「不受理申出書」を提出することができ、また、本人確認をすることができなかった場合等（郵送による届出、一方当事者不出頭者を含む。）は、届出人に通知書を発送するなどの制度が設けられている。

一方、遺言は単独行為であり、特に自筆証書遺言は、遺言者が要式に沿っていれば自由に遺すことができるものであるから、上記のような制度は設けられておらず、真正性が担保される方法は、記載方法等の方式要件のみである点が異なる。

また、この婚姻等の有効性については、もっぱら当事者の生前にその効力を確認することができるところ、自筆証書遺言の有効性は遺言者の死後に問題となり、その内容は相続財産の承継に関する重要な財産行為であることから、遺言の真意性・真正性を担保する重要性は大きい。この点から、遺言は、婚姻等の届出、ましてや一般行政書類との違いがあるといえる。

また、「判を押す」という言葉が今でも一般に使用されているように、不動産売買等の重要な取引では、現在でもなお、実印での押印及び印鑑証明書の提出を求められ、本人の真意性及び真正性を担保する手段の一つとなっている。

ただ、この慣行については10年後、20年後は変容する可能性が十分にあるが、いまだになお、押印を要件とすることで熟慮を促す機能が十分備わっている。

また、そもそも遺言は、一般の感覚からすれば、一生に一度作成するか否かの特別な文書であり、何回も作成することは想定されておらず、押印は実印に限定されていない。このことからしても、押印義務がさほど重いものとは思えない。

さらには、押印が有する下書きと完成品とを区別することができる機能、遺言者自身が遺言を完成させたと認識する文書完成の判別機能がある点でも、いまだに自筆証書遺言において押印義務を存置する意義があると考ええる。

（後注）について、押印を欠いた場合の遺言の救済要件を遺言書保管制度の方式によるものとするのは、その方式が法定されているため、有効性の判断が明解になる点で優れているものの、その方式は詳細な要件があり、果たしてここまでの要件を備えて押印漏れがある自筆証書遺言があるのか、またそこまでの要件を備える労力があれば、保管制度を利用すればよいのではないか、裁判所の判断なしに押印がなくても有効であるとする規定を設ける必要があるのか疑問で

あり、賛成できない。

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

【意見の趣旨】

1 について、秘密証書遺言は、立法意図と異なり、自筆証書遺言等の脱法として利用されている嫌いがあり、その在り方を見直すべきである。また、デジタル技術を活用した方式については採用すべきである。証人は、不要であるとする。

2 (1) について、賛成である。

2 (2) について、【甲案】に賛成である。

【意見の理由】

1 について

秘密証書遺言においては、自筆証書遺言のように全文の自筆を要せず、また公正証書遺言のように公証人に対する口授を要しない。したがって、遺言者が理解しているとは到底思えないような複雑な内容の遺言書がワープロ打ちによる等、自筆によらずに作成され、遺言者本人は署名するだけという形で、ある意味脱法的に利用されている嫌いがある（公正証書遺言によるよりも手数料が低廉であることから利用が検討されることもある。）ようであり、何のための制度か疑問であり、その在り方を見直すべきである。

遺言内容の秘匿性の確保の観点からは、逆にデジタル技術を活用した方式を採用すべきであると考えられる。

また、公証人でさえも遺言の内容について関知しないのであるから、証人を求める必要はないと考える。

2 について

公証人が関与していることから、遺言者及び証人による押印は無用（そもそも証人は不要。）であるとする。

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 作成することができる場面の規律

【意見の趣旨】

- 1 (1)について、方向性について賛成する。
- 1 (2)について、方向性について賛成する。
- 1 (3)について、後述のとおり、在船者遺言を廃止すべきである。

【意見の理由】

1 (1)について、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化するととの中間試案の方向性について、賛成する。

なお、船舶遭難者遺言については、船舶の遭難という限定を外すのであれば、死亡危急時遺言との境界は不分明になるとも思われる。立法当時と異なり、現代の技術水準からすれば、作成に関する規律を分ける必要性も乏しく、「船舶遭難者遺言」を廃止し、「死亡危急時遺言」を標準的な方式とするのがよい、との意見も当会における検討において出された。

1 (2)及び(3)について、一般隔離地遺言（伝染病隔離者の遺言）については、その件数は統計上明らかではないが、全く利用されていないものと推察される。この制度を担う「警察官」についても、立法当時、警察行政が感染症対策等の防疫業務を担っていたことによるものであり、現代の実情に合致していない。一般隔離地に在る伝染病隔離者にあっても、現在の技術水準からすれば、他の方式により遺言を作成することは可能であり、特にこの方式によらざるを得ない場合も想定されない。したがって、現行のままであれば、民法第977条は存在意義が乏しく、廃止すべきであると考え。しかし、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る」の要件を外し、一般隔離地に在る場合一般の標準的な遺言方式にするのであれば、存在意義が高まり、利用も増えると考え。この場合、在船者遺言は廃止すべきである。

2 作成方法の規律

【意見の趣旨】

2 (1)について、賛成する。

2 (2)について、死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した遺言方式の創設については、反対する。

2 (3)について、賛成する。

【意見の理由】

1 次の理由から、死亡危急時遺言におけるデジタル技術を活用した遺言方式の創設については、反対する。

(1) 死亡危急時遺言は、死亡の危急にある者が、今まで遺言書を作成しなかったか、あるいは、既に作成した遺言を変更する必要があると考え、あえてこの期に及んで遺言書を作成するものであり、平常時に遺言書を作成するのとは全く趣旨が異なる。

すなわち、死亡の危急にある遺言者があえてこの期に及んで遺言書を作成しようとするのは、以前に作成した遺言書や遺言書を作成しない場合の遺産分割協議であれば、遺言者の意思が反映されないとか、法定相続分とは異なる割合で一部の相続人に相続させたいとか、あるいは相続人以外の者に遺贈したいとか、種々の理由が考えられるが、そのような特別な事情があるにもかかわらず、今まで遺言書の作成又は変更をせず、死亡の危急という緊急の事態になって、推定相続人の意思に反する内容（作成済みの遺言書や遺産分割では遺言者の意思が反映されない。）の遺言書を作成するのであるから、遺言者の真意を確認するための厳格な手続が求められて然るべきであり、現行法の要件を緩和する必要性はないと考える。

また、現在のデジタル技術においても、遺言者の真意に反する偽造や変造がされた動画を容易に作成することもでき、デジタル技術を悪用する技術が日進月歩で進んでおり、悪用されるリスクがあまりにも高く、現時点で、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けるのは、却って遺言者の真意に反した偽造や変造がされた遺言が作成されることを助長することになりかねない。

また、証人1人以上の立会を要件としているが、死亡の危急にある者が、この期に及んで、いかなる理由であえて遺言書を作成し、又は変更しようとしているのか、その真意を確認するには、少なくとも複数の証人の立会によ

り確認すべきであり、この点についても問題があると考える。

(2) また、死亡危急時遺言においてデジタル技術を活用した遺言方式を認めるのであれば、デジタル技術を活用した自筆証書遺言と異なる場面がなく、採用する必要はないと考える。

2 なお、当会における検討においては、船舶遭難者遺言においても、上記1(2)と同じ理由として、デジタル技術を活用した遺言方式を別に創設する必要はないとの意見もあった。